

医政発0822第5号
平成28年8月22日

公益社団法人

日本助産師会会长 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添通知を各都道府県知事宛てに発出いたしましたので、
御了知下さいますようお願ひいたします。



28文科高第507号
医政発0822第4号
平成28年8月22日

各 都 道 府 縿 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

文部科学省高等教育局長
(公印省略)

厚生労働省医政局長
(公印省略)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第六号）が平成28年8月22日付け別紙のとおり公布され、平成30年4月1日より施行されることとなりました。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを御了知いただくとともに、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長においては、貴管下学校養成所及び関係団体への周知と適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

看護師学校養成所のうち通信制の課程は、准看護師から看護師への移行促

進を目的に、准看護師として10年以上の就業経験を有する者を対象にした課程として、平成16年4月に創設された。その後約10年が経過し、入学・入所定員の充足率の低下や、学校養成所数の減少等が生じている。

また、「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月30日閣議決定）において、「地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の10年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置することとされた。

今後、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、准看護師を含めた看護職員の養成は重要であり、このような中で、自律してケアを実践する看護師の必要性は高い。

この省令は、こうしたことを踏まえ、准看護師から看護師への移行が促進されることを目指し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）について、通信制の課程の入学・入所資格である准看護師としての就業経験年数を短縮し、教育体制の充実を図る等の改正を行うものである。

第二 改正の概要

- (1) 看護師学校養成所のうち通信制の課程における入学又は入所の資格について、免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師であることとしたこと。
- (2) 看護師学校養成所のうち通信制の課程における看護師の資格を有する専任教員の数を10人以上（通信制の課程の入学定員又は入所定員が300人以下である場合にあっては、8人以上）としたこと。

第三 検討規定

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の指定規則第4条第2項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第1号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後5年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとしたこと。

第四 施行期日

平成30年4月1日

第五 留意事項

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれでは、今回の改正に伴い必要となる看護師学校養成所の学則の変更等の手続については、遗漏のないよう当該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

○厚生労働省令第六号
保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一項の規定に基づき、
保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十二日

文部科学大臣臨時代理
國務大臣 鶴保 康介
厚生労働大臣 塩崎 恭久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「十年」を「七年」に改め、同項第四号中「以上」の下に「（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあつては、八人以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（検討）

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

現	行
改	正

第四条 (略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであるこ

第四条 (略)

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一條第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。

四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあつては、八人以上））は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

五 十二 (略)

五 十二 (略)

3

(略)

3

(略)